

立ちどまらない保険。

三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP

東急住宅リース

賃貸住宅居住者総合保険

リビングFIT

(フルオート・自動継続)

火災保険手続きガイド

東急住宅リースの入居者様向け火災保険は、
三井住友海上の「ネットde保険@るーむ」システムにより、

パソコン等の画面上で契約手続きを完了できます。

- 必ず入居者ご本人がお手続きください。入居者ご本人が保険契約者および記名被保険者となります。
- このシステムでのご契約は、紙の保険申込書を使用しません(保険証券は、お手続き完了後に郵送でお届けします。)
- 保険料の払込方法はクレジットカードのみご利用いただけます。
(保険契約者本人またはその親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)名義のクレジットカードに限りご利用いただけます)

「ネットde保険@るーむ」システムへの接続方法

東急住宅リースのホームページ(tokyu-housing-lease.co.jp)に接続してください。

- 1 「ご入居者様向け火災保険のお申込み」をクリックください。
- 2 「東急住宅リースネットde保険@るーむ」の封筒(水色)の画像をクリックください。
- 3 「お手続きはこちらから(外部サイト)」をクリックし、次画面の「ネットde保険@るーむ」をクリックください。
- 4 「建物管理番号」「部屋番号」を入力してください。

<ご注意>

次の場合は、このシステムで手続きいただくことはできませんので、取扱代理店までお問い合わせください。

- 保険申込書でのお手続きをご希望の場合
- 入居者ご本人以外の方が申込人(保険契約者)となる場合
- 入居者ご本人が申込人(保険契約者)となるが、別の方(代理人等)が手続きをされる場合
- 法人が申込人(保険契約者)となる場合
- 現金での保険料の払込みをご希望の場合
- 貴金属、宝石、美術品等について30万円超の補償をご希望の場合
- 入居物件情報(所在地・面積・建築年月等)について、不動産会社から保険会社へ提供することに同意いただけない場合
- 保険期間の開始月を申込月から4ヶ月以上先の方にご指定される場合
- 地震保険に「免震建築物割引」「耐震等級割引」「耐震診断割引」のいずれかを適用する場合
- 連絡先親族を登録する場合
- 推奨ブラウザ環境を満たさない場合

<サービス提供主体>

引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

取扱代理店：東急住宅リース株式会社

※取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、このシステムにて取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

◎三井住友海上および取扱代理店の責によらない通信障害、端末障害等により、保険契約手続きが遅延または不能になったために生じた損害については、三井住友海上および取扱代理店は責任を負いません。また、通信経路での盗聴等により、保険契約情報、クレジットカード情報が漏洩したために生じた損害についても、三井住友海上および取扱代理店は責任を負いません。

◎推奨ブラウザ環境は最終ページをご確認ください。

賃貸住宅にお住まいの方にジャストフ

家財の補償

保険証券記載の建物が所在する敷地内に収容される家財に右記の事故によって生じた損害を補償します。

失火やもらい火による

火災

消防活動による水ぬれも含まれます。



落雷

【例】落雷でテレビがショートした。



ガス爆発などの

破裂・爆発

給排水設備に生じた事故等による

水ぬれ



騒擾、集団行動、労働争議に伴う

暴力・破壊行為



盗難

盗難による家財の破損等を含みます。

お支払いする保険金の額

- 損害保険金＝損害の額（1回の事故につき家財の保険金額が限度）
※破損、汚損等の場合：損害の額－免責金額1万円（1回の事故につき50万円が限度）
- 損害防止費用
（事故発生時、その損害の発生または拡大の防止のため消火活動に必要なまたは有益な所定の費用を支出した場合の）実費
- 権利保全行使費用
（事故発生時、当社が代位取得する債権の保全および行使に必要な手続のための費用を支出した場合の）実費

費用の補償



事故時諸費用保険金

損害保険金が支払われるべき場合に、事故の際に必要な諸費用を補償します。

お支払いする保険金の額

- 損害保険金×30%
（1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円が限度）



地震火災費用保険金

地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で、家財が全焼またはその家財を収容する建物が半焼以上となった場合に補償します。

お支払いする保険金の額

- 家財保険金額×5%
（1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円が限度）

日常生活での賠償責任を補償

賠償責任等の補償

※個人賠償および借家賠償は、補償内容が同様の保険契約（火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただいたうえで、ご契約ください。



個人賠償

示談交渉サービス付

日本国内のみ

【例】浴槽のお湯をあふれさせ、階下の家財に損害を与えてしまった。

日本国内において発生した住宅の所有・使用・管理に起因する事故や日常生活の事故により他人の生命または身体を害したり、他人の財物に損害を与えたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償金等を補償します。

お支払いする保険金の額

- 損害賠償金（1回の事故につき1億円が限度）
- 損害防止費用、権利保全行使費用、示談交渉費用、争訟費用、緊急措置費用

示談交渉サービス付



賠償事故の示談交渉は三井住友海上におまかせください。

被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申出により、当社は被保険者のために示談交渉をお引き受けします。この場合、当社の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたる場合があります。

イット！暮らしの安心、お約束します。

風災、^{ひょう}雹災、雪災

台風、旋風、竜巻、暴風等による風災（洪水、高潮等を除きます。）、雹災または豪雪、雪崩等の雪災（融雪洪水等を除きます。）

※吹込みまたは雨漏り等による損害は除きます。



建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等



同居人の家財も補償

親族のほか、賃貸借契約上の同居人の家財についても補償の対象となります。



水災

再調達価額の30%以上の損害が生じた場合、または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った場合



破損、汚損等

不測かつ突発的な事故をいいます。



自動継続特約

借用住宅への入居期間中は、保険契約者または当社より特に申出のない限り毎年自動継続（最長6年間）されます。

借用住宅の保険終期に関する特約

借用住宅の建物賃貸借契約の終了と同時に保険契約は失効し、その後の事故は補償されません。

※建物賃貸借契約が終了となるときは、13ページ「退居時のご連絡先」までご連絡ください。

・損害の額は、再調達価額を基準とする修理費により算出します（盗取の場合は再調達価額とします。）。修理費（修理または交換費用のうちいずれか低い額）には残存物取片づけ費用を含み、原因調査費用、仮修理費用等を含みません。修理に伴って生じた残存物があるときは、その価額を差し引きます。
 ・保険の対象が貴金属等の場合で、損害の額が1個または1組について30万円を超えるときは、30万円とみなします。
 ・通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等については、盗難による損害が生じた場合に限り、損害保険金をお支払いします。ただし、その損害の額の合計が1敷地内につき30万円を超える場合は、その損害の額を30万円とみなします。
 ・預貯金証書（通帳、キャッシュカード等）については、盗難によって現金が引き出される損害が生じた場合に限り、引き出された額について損害保険金をお支払いします。ただし、その損害の額の合計が1敷地内につき30万円を超える場合は、その損害の額を300万円とみなします。



失火見舞費用保険金

火災、破裂または爆発で他人の所有物を滅失、破損または汚損させ、見舞費用を支出した場合に補償します。

お支払いする保険金の額

●支出した見舞金等の費用の実費（1被災世帯あたり30万円限度。1回の事故につき「損害保険金×30%」が限度）



水道管修理費用保険金

家財を収容する建物の専用水道管が凍結によって破損した場合に補償します（パッキングのみの破損を除きます。）。

お支払いする保険金の額

●修理費用の実費（1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円が限度）



ドアロック交換費用保険金

日本国内において保険証券記載の建物のドアのカギが盗まれ、錠を交換した場合に補償します。

お支払いする保険金の額

●錠の交換費用の実費（1回の事故につき3万円が限度）

大家さんへの賠償責任等を補償



借家賠償 示談交渉サービス付

【例】タバコの火の消し忘れからボヤを出してしまった。

火災、破裂・爆発、水ぬれ、その他の不測かつ突発的な事故によって借用住宅が破損し、貸主に対する法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償金等を補償します。

お支払いする保険金の額

●損害賠償金（注）（1回の事故につき1,500万円が限度）
 （注）破損、汚損等の場合：損害賠償金－免責金額1万円
 ●損害防止費用、権利保全行使費用、示談交渉費用、争訟費用



借用住宅修理費用保険金

【例】泥棒が入って割られた窓ガラスを貸主との契約に基づき、自己の費用で修理した。

不測かつ突発的な事故によって借用住宅に損害が生じ、貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合（法律上の損害賠償責任を負担する場合は除きます。）の修理費用を補償します。

お支払いする保険金の額

●修理費用の実費（注）（1回の事故につき300万円が限度）
 （注）破損、汚損等の場合：修理費用の実費－免責金額1万円

保険金をお支払いしない主な場合等

「リビングFIT」共通

- ・保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意によって生じた損害
- ・保険料をお支払いいただく前に生じた事故による損害（「保険料クレジットカード払（登録方式・一括払型）特約」等保険料の払込みを猶予する特約をセットした場合を除きます。）
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害（地震火災費用保険金はお支払いの対象となる場合があります。）
- ・戦争、内乱、その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- ・核燃料物質等による事故、放射能汚染によって生じた損害

「リビングFIT」・家財の補償

次のいずれかに該当する損害に対しては、損害保険金をお支払いしません。

- ・保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ・保険金を受け取るべき方またはその方の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ・保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、ひび割れ、剥がれ、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害
- ・保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害
- ・保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（落書きを含みます。）であって、保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない損害
- ・風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害
- ・置き忘れまたは紛失による損害
- ・保険の対象が保険証券記載の建物が所在する敷地外にある間に生じた事故による損害

破損、汚損等の事故については、上記の損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しても、損害保険金をお支払いしません。

- ・公権力の行使によって生じた損害
- ・加工・修理等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によってその部分に生じた損害
- ・電氣的・機械的事故（故障）によって生じた損害
- ・詐欺または横領によって生じた損害
- ・土地の沈下、隆起、振動等によって生じた損害
- ・電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
- ・楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化
- ・保険の対象である液体の流出または混合による損害
- ・上記にかかわらず、破損、汚損等の事故によって次の家財に生じた損害
 - 船舶、航空機、ラジコン、携帯電話等、眼鏡等の身体補助器具

次のものは保険の対象に含まれません。

- ・自動車およびその付属品
- ・動物・植物等の生物
- ・通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、乗車券等その他これらに類する物（注）
- ・証書（運転免許証、パスポートを含みます。）、帳簿、稿本、設計書、図案その他これらに類する物
- ・プログラム、データ

（注）通貨、小切手、印紙、切手、預貯金証書、乗車券等については盗難による損害が生じた場合に限り、保険の対象として取り扱います。

※上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は、普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

標準世帯における家財の評価額（再調達価額）の目安

家財の保険金額は保険の対象の再調達価額を限度に設定してください。

（平成30年4月現在）

世帯主の ご家族 年齢	25才前後	30才前後	35才前後	40才前後	45才前後	50才前後
独身世帯	250万円					
夫婦のみ	500万円	590万円	780万円	1,070万円	1,370万円	1,440万円
夫婦・子ども1人	590万円	680万円	870万円	1,160万円	1,460万円	1,560万円（注1）
夫婦・子ども2人	680万円	770万円	960万円	1,250万円	1,550万円	1,650万円（注2）

※上表は、ご家族構成および年齢に応じた標準的な所有家財を、すべて再購入する場合に必要な金額の目安です。ただし、貴金属、宝石、美術品等で1個または1組の再調達価額が30万円を超えるものは含まれておりません。

（注1）夫婦以外に、18才以上の方が1人の場合

（注2）夫婦以外に、18才以上の方が1人と18才未満の子どもが1人の場合

「リビングFIT」・賠償責任等

- ・業務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ・業務の用に供される動産または不動産の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任
- ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ・第三者との約定によって加重された損害賠償責任
- ・他人から借りたり、預かったりした物に対する損害賠償責任
- ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ・航空機、船舶・車両または銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任

- 【借家賠償保険金・借用住宅修理費用保険金共通】
- ・公権力の行使によって生じた損害
- ・自然の消耗、劣化、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、ひび割れ、剥がれ、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
- ・借用住宅の欠陥によって生じた損害
- ・借用住宅の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（落書きを含みます。）であって、借用住宅の機能の喪失または低下を伴わない損害
- ・電氣的・機械的事故（故障）によって生じた損害
- ・詐欺または横領によって生じた借用住宅の損害
- ・土地の沈下、隆起、振動等によって生じた損害
- ・借用住宅の使用により不可避的に生じる汚損、すり傷、かき傷等の損害
- ・電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害

- ・風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害
- 【借家賠償保険金のみ】
- ・被保険者の心神喪失または指図によって生じた借用住宅の損害
- ・改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害
- ・貸主との特別の約定によって加重された損害賠償責任
- ・借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された破損に起因する損害賠償責任
- 【借用住宅修理費用保険金のみ】
- ・保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ・借用住宅に対する加工・修理・調整の作業中における、作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ・借用住宅の主要構造部や借用住宅居住者の共同利用部分に生じた損害

- ・電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
- ・風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害
- 【借家賠償保険金のみ】
- ・被保険者の心神喪失または指図によって生じた借用住宅の損害
- ・改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害
- ・貸主との特別の約定によって加重された損害賠償責任
- ・借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された破損に起因する損害賠償責任
- 【借用住宅修理費用保険金のみ】
- ・保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ・借用住宅に対する加工・修理・調整の作業中における、作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ・借用住宅の主要構造部や借用住宅居住者の共同利用部分に生じた損害



保険でできるエコ、はじめよう **Web約款** をおすすめします！

Web約款は、パソコンを利用して、当社ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）でご覧いただける約款です。

ご契約時に、冊子の約款に代えて、新たにWeb約款を選択いただいた場合、当社は地球環境保護への取組みなどに寄付を行います。

地震の
リスクも
お忘れなく!



地震保険へのご加入をおすすめします。

地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没または流失による家財の損害を補償します。

※「リビングFIT」では、地震等を原因とする損害は補償されません。

地震保険を単独でご契約いただくことはできません。地震保険は「リビングFIT」とあわせてご契約いただけますが、お客さまがご希望されない場合は、地震保険をご契約いただかないことも可能です。この場合には地震等による損壊等の損害だけでなく、地震等による火災損害についても保険金をお支払いしません(地震火災費用保険金では、保険金をお支払いする場合があります。)。※地震保険をご希望されない場合には、「地震保険ご確認」画面をお確かめのうえ、「地震保険は希望しません」ボタンをクリックしてください。

地震保険の保険金額

地震保険の保険金額は、「リビングFIT」の家財の保険金額の30%~50%の範囲内でお決めください。ただし、同一の家財について加入された他の地震保険契約と合算して、1,000万円が限度となります。

地震保険の保険の対象

■家財(居住用の建物に収容されている場合に限りです。)

●保険の対象とならないもの

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手 ●自動車、バイク(総排気量125cc以下の原動機付自転車を除きます。)
- 貴金属、宝石、美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本(本などの原稿をいいます。)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 等

※セットでご契約いただく「リビングFIT」の保険の対象に含めている場合であっても地震保険では対象となりません。

地震保険の補償内容について

地震等を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって、保険の対象に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

損害の程度	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
全損	地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財全体の時価額の80%以上となった場合	地震保険の保険金額×100%(時価額が限度)
大半損	地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財全体の時価額の60%以上80%未満となった場合	地震保険の保険金額×60%(時価額の60%が限度)
小半損	地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財全体の時価額の30%以上60%未満となった場合	地震保険の保険金額×30%(時価額の30%が限度)
一部損	地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財全体の時価額の10%以上30%未満となった場合	地震保険の保険金額×5%(時価額の5%が限度)

損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準(注)」に従って行います。「全損」「大半損」「小半損」「一部損」に至らない場合は、保険金をお支払いしません。(注)地震保険の損害認定処理を迅速・的確・公平に行うために一般社団法人日本損害保険協会が制定した損害認定基準のこと(国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。)

※損害保険会社全社で算出された1回の地震等による保険金総額が11兆3,000億円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された保険金総額に対する11兆3,000億円の割合によって削減されることがあります(平成30年4月現在)。

※72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

※損害の程度が全損と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

地震保険の割引制度について

■地震保険には、家財を収容する建物の免震・耐震性能に応じた割引制度があります。

①免震建築物割引(50%)	対象建物が「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(品確法)に規定された免震建築物である場合
②耐震等級割引(10~50%)	対象建物が品確法または「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」(評価指針)に定められた耐震等級を有している場合
③耐震診断割引(10%)	対象建物が地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、昭和56年6月1日に施行された改正建築基準法における耐震基準を満たす場合
④建築年割引(10%)	対象建物が昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合

①免震建築物割引、②耐震等級割引、③耐震診断割引のいずれかを適用する場合は、このシステムでお手続きいただくことはできません。詳細は11ページをご参照ください。

地震保険料控除制度

個人契約の場合、払込みいただく地震保険料が地震保険料控除の対象となり、所得税については最高50,000円まで、住民税については最高25,000円まで毎年の課税対象額から控除されます(平成19年1月改正)。

※地震保険料控除は保険料を実際に払込みいただいた年に行われます。なお、始期日より前に払込みいただいた保険料は、実際の払込日ではなく、始期日に払込みいただいたものとして取り扱われます。

暮らしのQQ隊

暮らしのQQ隊・無料サービスメニュー(24時間365日受付!)

●30分程度の応急修理に要する作業料、出張料は無料です(部品代および30分程度の応急修理を超える作業料はお客さまのご負担となります。)

水まわりQQサービス

給排水管やトイレの詰まり、故障に伴う水のおふれ等が生じた場合、専門の業者を手配し、その業者が直接応急修理を行います。



カギあけQQサービス

玄関ドアのカギを紛失してしまった場合等に専門の業者を手配し、その業者が直接カギあけを行います。



※このサービスは当社が提携するアシスタンス会社が直接自社のネットワークを活用して作業します。

※「暮らしのQQ隊」は、専用ダイヤル(無料)にお電話いただくことがサービス提供の条件となります。

※サービスメニューの詳細・専用ダイヤルにつきましては、ご契約後にお届けする保険証券同封のナビゲートブックをご覧ください。

※一部地域(離島など)ではご利用できない場合があります。※サービスの内容は予告なく変更・中止する場合があります。あらかじめご了承ください。

重要事項のご説明

重要事項確認コード
19083642

※保険申込時の申込ボタンクリックは、この書面の受領確認を兼ねています。

この保険は、賃貸住宅入居者の家財を保険の対象とし、家財の保険に加え、「個人賠償」および「借家賠償」の補償を自動セットした保険です。

この書面では、賃貸住宅居住者総合保険「リビングFIT(フルオート・自動継続)」および地震保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。

ご契約前に必ずお読みいただき、ご意向に沿っていることをご確認の上、お申し込みくださいますようお願いいたします。

- 契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項
- 注意喚起情報** ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた**普通保険約款・特約**によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(約款)」等でご確認ください。「ご契約のしおり(約款)」は、必要に応じて当社ホームページ(<http://www.ms-ins.com/>)のWeb約款をご覧ください。取扱代理店または当社にご請求ください。

※「ご契約のしおり(約款)」は、ご契約後、始期日以降に保険証券とともにお届けします。始期日以降1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社にお問い合わせください。

※「ご契約のしおり(約款)」について、書面ではなくWebで閲覧する方法(Web約款)をご選択いただくことも可能です。この場合、「ご契約のしおり(約款)」はお届けしませんのでご注意ください。また、自動継続特約によって自動継続される契約に対しては、原則として「ご契約のしおり(約款)」のお届けを省略させていただきますので、当社ホームページ(Web約款)をご確認いただくか、契約初年度にお届けした保険証券同封の「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。お申込み後にお届けをご希望される場合は、取扱代理店または当社にご連絡ください。Web約款を新たにご選択いただく、当社は地球環境保護への取組等に寄付を行います。

 このマークに記載の事項は、「ご契約のしおり(約款)」の第1部に記載されています。

- ▶ 必ず、借用住宅に実際に居住される方(個人に限ります。)が**保険契約者**となって、ご契約ください。法人が保険契約者となることはできませんのでご注意ください。
- ▶ この書面は、ご契約後も保管ください。ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- ▶ お手続き完了後、ご意向(契約内容)確認のため、引受通知を画面表示します。また、入力いただいたメールアドレスに契約手続き完了メールを送付いたします。保険証券が届くまでの間、いずれかを印刷の上、大切に保管ください。

用語のご説明 「ご契約のしおり(約款)」にも「用語のご説明」が記載されておりますので、ご確認ください。
 **保険期間、始期日、解約日、満期日、損害、免責金額、建物、敷地内**

約款	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
補償の対象(者)等	保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
	記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
	保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。
保険金	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に当社が支払うべき金銭をいいます。
保険金額	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
保険料	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
その他	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または ^{なだれ} 雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
	同居人	保険証券記載の建物の賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。ただし、法人を除きます。
	家財	生活用動産をいい、業務用の用(保険証券記載の建物を第三者の居住の用に供する業務およびこれに付随する業務を除きます。)にのみ供されるものを除きます。
	再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
	時価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
	危険	損害の発生の可能性をいいます。

商品の名称 **契約概要**

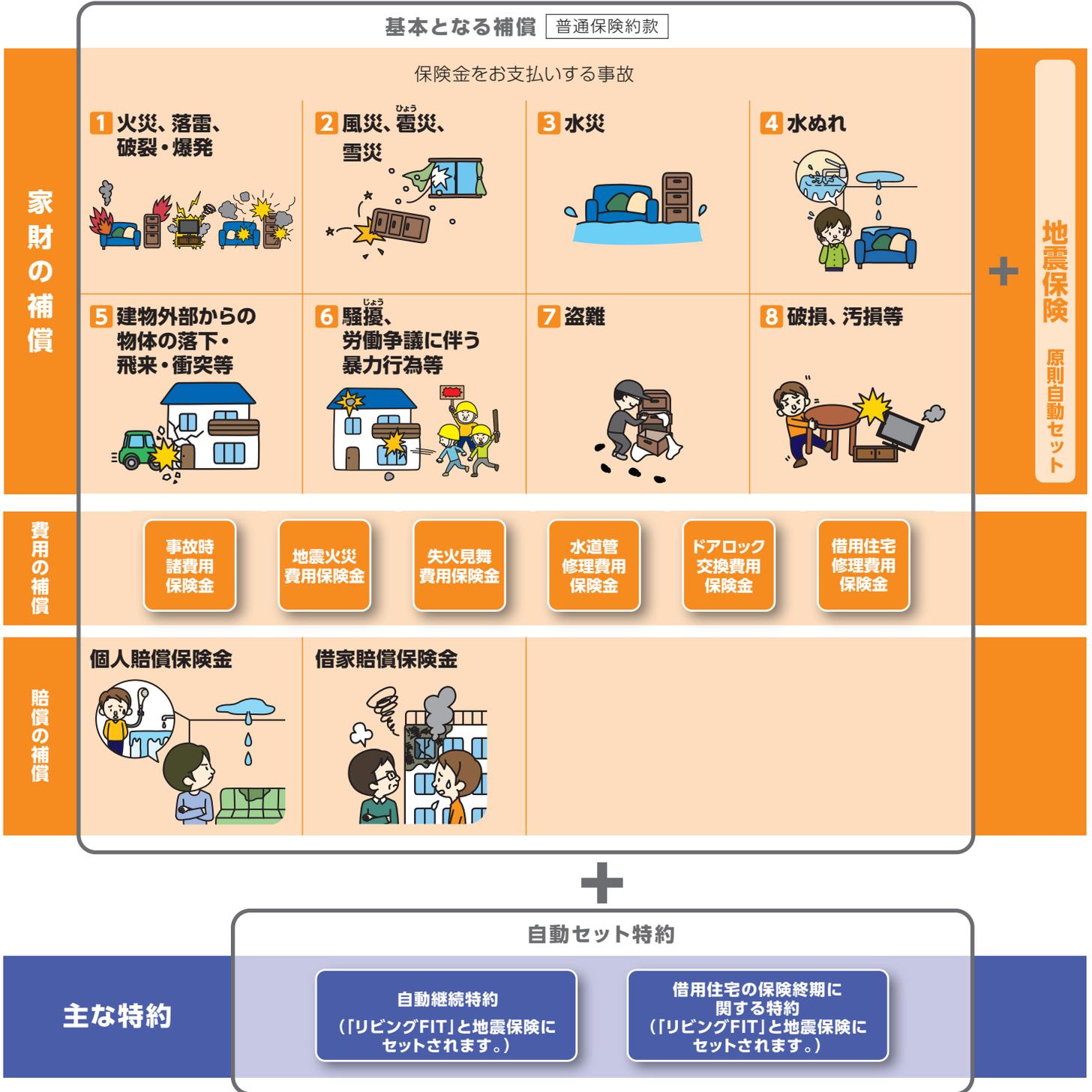
賃貸住宅居住者総合保険
「リビングFIT(フルオート・自動継続)」

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み、主な特約の概要

契約概要

■「リビングFIT」は、ご自身の家財の補償に加え、大家さんや第三者への賠償責任の補償をセットした、借用住宅にお住まいの方専用の保険です。
 ■「リビングFIT(フルオート・自動継続)」は、保険契約者の借用住宅への入居期間中は毎年自動継続されます。借用住宅から退居(建物賃貸契約が終了)された場合は、保険契約は失効し、以後の事故は補償されません。
 基本となる補償、自動的にセットされる主な特約(自動セット特約)は次のとおりです。



【主な特約の概要】

自動継続特約	ご契約の終了する日の属する月の前月10日までに保険契約者または当社から継続しない旨の意思表示がない場合、同一内容で毎年自動継続されます。
借用住宅の保険終期に関する特約	保険契約者が借用住宅から退居された場合(借用住宅の賃貸契約が終了した場合)は、この保険契約は失効となります。お引越しが近づき、建物賃貸契約の終了日が決まりましたら、失効手続のため13ページ「退居時のご連絡先」までご連絡をお願いします。

(2) 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

① 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

保険金をお支払いする事故の説明および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。
詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金をお支払いする事故の説明		保険金をお支払いしない主な場合
損害 保険金	1 火災、落雷、 破裂・爆発	火災(消防活動による水ぬれを含みます。)、落雷または破裂・爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象)をいいます。
	2 風災、雹災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹災または豪雪、雪崩等の雪災(融雪洪水等を除きます。))をいいます(吹込みまたは雨漏り等による損害を除きます。)
	3 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、再調達価額の30%以上の損害が生じた場合または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被ることをいいます。
	4 水ぬれ	給排水設備の破損もしくは詰まりにより生じた漏水、放水等または他人の戸室で生じた漏水、放水等による水ぬれをいいます。
	5 建物外部からの 物体の落下・飛来・ 衝突等	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触をいいます。
	6 騒擾、 労働争議に伴う 暴力行為等	騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為をいいます。
	7 盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
	8 破損、汚損等	不測かつ突発的な事故をいいます。ただし、上記 1、2 および 4 から 7 までの事故または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等による事故を除きます。
主な 費用 保険金	<ul style="list-style-type: none"> ● 借用住宅修理費用保険金 損害保険金の「保険金をお支払いする事故の説明」1 から 8 の事故により、借用住宅に損害が発生し、貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合(法律上の損害賠償責任を負担する場合があります。) 	<p><「リビングFIT」共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害(火元の発生原因を問わず、地震によって延焼・拡大した損害等を含みます。) ● 核燃料物質等による事故、放射能汚染によって生じた損害 ● 保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害 等 <p><「リビングFIT」・損害保険金></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者の重大な過失等による損害 ● 保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、剥がれ、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害 ● 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない損害 ● 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 ● 保険証券記載の建物が所在する敷地外にある家財に生じた事故による損害 <div style="background-color: #FFF9C4; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※破損、汚損等については、上記のほか以下のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険の対象に対する加工・修理等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によってその部分に生じた損害 ● 電氣的・機械的の事故(故障)によって生じた損害 ● 電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害 ● 上記にかかわらず、破損、汚損等の事故によって次の家財に生じた損害 <ul style="list-style-type: none"> ○ 船舶、航空機、ラジコン、携帯電話等の携帯式通信機器、眼鏡・コンタクトレンズ・補聴器・義歯・義肢等の身体補助器具等 </div> <p style="text-align: right;">等</p> <p><「リビングFIT」・借用住宅修理費用保険金></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 借用住宅に対する加工・修理・調整の作業中における、作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ● 借用住宅の主要構造部や借用住宅居住者の共同利用部分に生じた損害 等 <p><「リビングFIT」・個人賠償保険金></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ● 被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任 ● 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 等 <p><「リビングFIT」・借家賠償保険金></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者と借用住宅の貸主との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任 ● 被保険者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された借用住宅の破損に起因する損害賠償責任 等
賠償 保険金	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人賠償保険金 日本国内において発生した住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故または日常生活の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の財物を破損させたりした結果、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合 ● 借家賠償保険金 被保険者の責めに帰すべき事由に起因する不測かつ突発的な事故により借用住宅が破損し、借用住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合 	

②お支払いする保険金の額

契約概要

注意喚起情報

保険金の種類	お支払いする保険金の額
損害保険金	損害の額 - 免責金額1万円(破損、汚損等の場合にのみ適用) 1回の事故につき家財の 保険金額 (破損、汚損等の場合は50万円)が限度となります。
借用住宅修理費用 保険金	修理費用の実費 - 免責金額1万円(破損、汚損等の場合にのみ適用) 1回の事故につき300万円が限度となります。
個人賠償保険金	損害賠償金 1回の事故につき1億円が限度となります。
借家賠償保険金	損害賠償金 - 免責金額1万円(破損、汚損等の場合にのみ適用) 1回の事故につき保険証券記載の保険金額が限度となります。

※損害の額の算出方法については、普通保険約款・特約をご確認ください。

※上記の保険金以外に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。また、上記以外に特約や事故の種類によって支払限度額が異なる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

③ 保険の対象 契約概要

保険の対象は、申込画面に表示されている建物が所在する敷地内に収容される、**記名被保険者**が所有する「家財」^(注)および次表記載のものとなります。

① 申込画面に表示されている建物の敷地内に収容されている次の物 ・ 記名被保険者の 親族 の所有する家財 ・ 記名被保険者の 同居人 の所有する家財	② 建物と家財の所有者が異なる場合は、家財の所有者が所有する次の物 ・ 畳または建具類 ・ 建物に定着している電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備
--	--

(注) 貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品も保険の対象に含まれます。ただし、これらに生じた1個または1組ごとに30万円を超える損害については、その損害の額を30万円とみなします。

次のものは保険の対象に含まれないため、これらに生じた損害は補償されません^(注)。

自動車およびその付属品(自動車に定着・装備されているもの等)、動物・植物等の生物、通貨、小切手、有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、乗車券等、運転免許証、パスポート、設計書、プログラム、データ等

(注) 盗難による損害が生じた場合に限り、通貨、小切手、印紙、切手、預貯金証書、乗車券等も保険の対象として取り扱います。また、破損、汚損等事故の場合、ほかにも補償されない家財があります(7ページ)。

④ 保険金額の設定 契約概要

保険金額は保険の対象の再調達価額を限度に設定してください。お客さまが実際に契約する保険金額については、申込画面の保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。

⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- 保険期間：1年となります。借住住宅への入居期間中は、保険契約者または当社から特に申出のない限り、予定継続期間満了時まで毎年自動継続されます。特にご指定のない場合、初回契約の始期日から6年後に自動継続終了(補償終了)となるよう、予定継続期間を設定させていただきます。
- 補償の開始：保険期間の初日(始期日)の午前0時(これと異なる時刻が申込画面に表示されている場合は、その時刻)
- 補償の終了：保険期間の末日(満期日)の午後4時

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は保険金額等によって決まります。お客さまが実際に契約する保険料については、申込画面でご確認ください。

② 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の全額を一括して払込みいただきます。保険料は、クレジットカードにより払込みいただきます。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料払込方法がクレジットカード払(登録方式・一括払型)ですので保険料払込期日(始期日の翌月末日)までに保険料を払い込んでください。クレジットカードの有効性および利用限度額内の確認をもって、保険料の払込みがあったものとみなします。

保険料払込期日の翌月末日までに保険料の払込みがない場合、事故が発生しても、保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

【保険料の払込前に事故が発生した場合の取扱い】

原則として、取扱代理店または当社へ保険料を払い込んでください。当社にて保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

(4)地震保険の取扱い

①商品の仕組み 契約概要 注意喚起情報

地震保険は、「リビングFIT」(以下、(4)において「主契約」といいます。)とあわせてご契約ください。地震保険を単独で契約することはできません。地震保険のご契約を希望されない場合には、「地震保険ご確認」画面をお確かめのうえ、「地震保険は希望しません」ボタンをクリックしてください。

②補償内容 契約概要 注意喚起情報

地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

損害の程度	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
全損	家財の損害の額が家財全体の時価額の80%以上	地震保険の保険金額×100%(時価額が限度)
大半損	家財の損害の額が家財全体の時価額の60%以上80%未満	地震保険の保険金額×60%(時価額の60%が限度)
小半損	家財の損害の額が家財全体の時価額の30%以上60%未満	地震保険の保険金額×30%(時価額の30%が限度)
一部損	家財の損害の額が家財全体の時価額の10%以上30%未満	地震保険の保険金額×5%(時価額の5%が限度)

※損害保険会社全社で算出された1回の地震等(注)による保険金の総額が11兆3,000億円を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります(平成30年4月現在)。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{11兆3,000億円}{\text{算出された保険金の総額}}$$

(注)72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

③保険金をお支払いしない主な場合等 契約概要 注意喚起情報

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害

④保険期間、保険料払込方法 契約概要

主契約と同じです。主契約の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくこともできます。

⑤引受条件(保険の対象、保険金額の設定、保険料の決定の仕組み等)

契約概要

- a. 地震保険の対象は「家財」です。これに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。
- b. 次のものは地震保険の対象に含まれません。

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 自動車
- 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

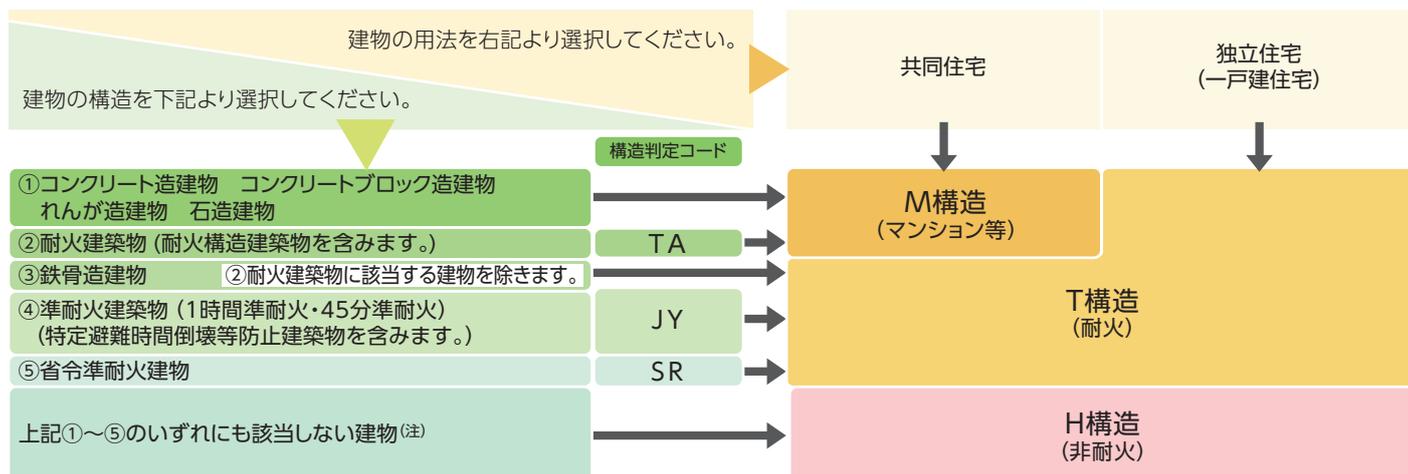
- 地震保険の保険金額は、主契約の保険金額の30%~50%の範囲内で1万円単位で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して、1,000万円が限度となります。
- 地震保険の保険料は、保険金額のほかに建物の所在地、構造により異なります。また、所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引を適用できる場合があります。通常、割引適用時には所定の確認資料をお客さまよりご提出いただく必要がありますが、「ネット de 保険@一む」システムによりお申込みの場合で建築年割引を適用するときには、お客さまのお手間を軽減するため、不動産会社にて所持している「建物貸借契約の重要事項説明書」または「建築確認書」から建築年月の情報を抜粋し、当社へ自動的に送信することで、確認資料をご提出いただいたものとみなします。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引のいずれかを適用する場合は、このシステムでお手続きいただくことはできません。また、お客さまが実際に契約する保険料については、申込画面の保険料欄でご確認ください。

 地震保険割引の割引率・適用条件等

*大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約(地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引き受けできませんのでご注意ください。

【構造級別判定手順】

家財を収容する建物の構造級別は次のとおり建物の構造、用法により決まります。木造建物であっても、建築基準法に定める「耐火建築物」・「準耐火建築物」または「省令準耐火建物」に該当するものはM構造またはT構造となりますので必ずご確認ください。



(注) 該当することの確認ができない場合を含みます。

例: 木造建物で、「②耐火建築物」「④準耐火建築物」および「⑤省令準耐火建物」のいずれにも該当しない建物

<ご注意いただく点>

- 2種以上の異なる柱の部分からなる建物である場合には、それぞれの柱により判定される複数の構造級別のうち、上表において最も下段に記載された級別をもってその建物全体の級別とします。
- 柱がない建物(壁式構造)については、壁の構造種類で判定します(例: 壁式鉄筋コンクリート造はコンクリート造建物として判定します。)

 構造級別判定手順、経過措置

(5) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

(1) 告知義務

注意喚起情報

保険契約者、被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、**危険**に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、以下に記載の項目です。この項目が事実と違っている場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。申込画面で必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①家財を収容する建物（お部屋）の情報
所在地、構造
- ②地震保険の割引に関する情報（該当するいずれかの割引を適用する場合）
免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引

(2) クーリングオフ

注意喚起情報

この保険契約は保険期間が1年以下であるため、クーリングオフを行うことができませんのでご注意ください。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

注意喚起情報

ご契約後、次の事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。
ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①家財を収容する建物の構造を変更した場合
- ②家財の所在地を変更した場合

また、通知事項に掲げる事実が発生し、次のいずれかに該当する場合には、ご契約の引受範囲外となるため、ご契約を解約していただきます。この場合において、当社の取り扱う他の商品でお引き受けできるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

- ①家財の所在地が日本国外となった場合
- ②家財のすべてを事業用(設備・什器)として使用した場合

ご契約後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更等が必要となります。直ちに取扱代理店または当社にご通知ください。

- ①保険証券記載の住所または電話番号・携帯電話番号を変更した場合
 - ②ご契約後に家財の価額が著しく減少した場合
- 等

(2) 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を、解約返れい金として返還します。
- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金が未経過期間分よりも少なくなる場合があります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。



📖 失効について、保険金支払後の保険契約

(3) 入居期間中の自動継続/退居に伴う失効

契約概要

注意喚起情報

借用住宅への入居期間中は、保険契約者または当社より特に申出のない限り、予定継続期間満了時まで毎年自動継続されます。保険契約者が借用住宅から退居(建物賃貸借契約が終了)された場合は、これに伴い保険契約は失効となり、以後の事故は補償されませんのでご注意ください。

なお、退居された場合は、建物賃貸借契約終了日をご確認のうえ、以下の「退居時のご連絡先」までご連絡ください。

ご連絡がないままお引越をされ、当社からの送付物が未着となった場合には、当社より、保険証券記載のお客さまの携帯電話番号等に確認させていただくことがあります。確認がとれない場合は翌満期日以降の自動継続を中止させていただきますのでご了承ください。

退居時のご連絡先

三井住友海上代理店サポートデスク(カスタマーセンター)
0120-925-379 (無料) ※おかけ間違いにご注意ください。
(受付時間: 平日9:00~17:00 土日祝日、年末年始は除きます)
Webでの受付 <https://ecc.ms-ins.com/ec/TAIKYO>
※お客さまへの確認事項等がない場合には、Webで手続きが完了します。



(1) 補償の重複 注意喚起情報

「リビングFIT」では普通保険約款第3章賠償条項で「個人賠償」および「借家賠償」の補償が自動でセットされます。補償内容が同様の他の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)を、記名被保険者またはそのご家族、同居人が契約されている場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、他の保険契約の契約内容変更およびご契約の要否をご判断ください(注)。

(注) 1契約のみに補償をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったときなどは、補償がなくなることがあります。ご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主なご契約〉

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
リビングFITの個人賠償(普通保険約款賠償条項)	自動車保険の日常生活賠償特約

(2) 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

(3) 保険会社破綻時の取扱い 注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻後3か月間に発生した事故による保険金は100%補償されます。なお、居住用建物またはこれに収容される家財を保険の対象とする地震保険の保険金や解約返れい金は100%補償されます。

(4) 個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

① 当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
② 提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○ 契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○ 再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

(5) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 当社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(6) 自動継続契約について

当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とするご契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が、自動継続前のご契約と異なることや、ご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

(7) 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、取扱代理店または当社にご連絡ください。賠償事故の場合、示談・口約束はしないでください。保険金の請求を行うときは、保険金請求書など普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり(約款)」の「保険金のご請求時にご提出いただく書類」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

 **事故が起こった場合の手続(当社へのご連絡等、保険金のご請求時にご提出いただく書類) 代理請求人制度**

 **保険金額の一部取消、保険証券・保険契約継続証および控除証明書の確認・保管**

〈保険に関する相談・苦情・お問い合わせは〉

三井住友海上お客さまデスク 0120-632-277(無料)

【受付時間】 平日 9:00~20:00 土日・祝日 9:00~17:00
(年末・年始は休業させていただきます)

〈万一、事故が起こった場合は〉

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス 事故は いち早く

三井住友海上事故受付センター 0120-258-189(無料)

〈指定紛争解決機関〉 注意喚起情報

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】 平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

推奨ブラウザ環境

以下の OS・ブラウザでご利用いただけます。

(平成 30 年 4 月現在)

	OS	ブラウザ
PC	Windows (7 ~ 10)	Internet Explorer 11 Google Chrome 最新版 Mozilla Firefox 最新版
	Macintosh (10.x)	Safari 最新版
タブレット	Android (5.0 以上)	Google Chrome 最新版
	iPad (iOS9 以上)	Safari 最新版

※スマートフォンの Android(5.0 以上)、iPhone(iOS9 以上)でもご利用いただけます。

上記の OS・ブラウザは当社で動作確認済ですが、すべての環境・条件での動作を保証するものではないため、ご注意ください。

上記内容は、予告なく変更させていただく場合があります。

共同募集に関するご案内

本契約は東急住宅リース株式会社と東急保険コンサルティング株式会社が共同して保険契約に関する募集行為等を行います。

尚、お客さまの個人情報（氏名、住所、生年月日、電話番号等）や保険契約内容等については、下記の 2 社で共同利用させていただくことがあります。

幹事代理店	東急住宅リース株式会社 経理会計部 保険グループ 電話番号 03 - 6901 - 6277
主な担当業務	保険申込書の作成、保険商品・重要事項説明、保険契約締結、 事故受付・解決支援、契約管理など
非幹事代理店	東急保険コンサルティング株式会社
主な担当業務	上記、幹事代理店の担当業務に係る事務サポート

[引受保険会社]

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上駿河台ビル
(お客さまデスク) 0120-632-277 (無料)

東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上駿河台新館

電話受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00

(年末・年始は休業させていただきます。)

<http://www.ms-ins.com>

この保険商品に関するお問い合わせは

東急住宅リース株式会社

業務管理部 保険グループ

〒163-0909

東京都新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス9階

TEL:03-6901-6277 FAX:03-6901-6279

【受付時間】 平日9:30~18:00